

## 県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン（2024年3月改正版）

### I 基本的な考え方

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設（以下「施設」という。）の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るものである。

本県においては、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し行政サービスの向上を図るため、制度を積極的に活用することとし、直営施設についても、制度導入により効率的・効果的な運営が可能となる場合は、指定管理者制度を導入する。

なお、更新時期を迎える施設については、管理運営の状況について点検し、社会経済情勢の変化、県民ニーズの変化や施設の利用状況を踏まえ、施設の必要性等そのあり方についての見直しを行うこととし、見直しの結果、引き続き県が設置する必要があるものと判断した施設について指定管理者の更新を行う。

制度運用の手續においては、透明性・公平性を確保するとともに、共創の視点に立ち、NPOや民間事業者の参画が図られるよう配慮する。

また、指定管理者による積極的な提案を活かして、サービスの向上等はもとより、施設の魅力や価値の向上、さらには地域の活性化につなげるよう取組を進めていく。

### II 個別事項

#### 1 条例の改正

##### (1) 共通事項

指定管理者制度を導入する場合は、次の事項について共通事項として個別の設置および管理に関する条例（以下「設管条例」という。）に規定する。

##### ①指定管理者に当該施設の管理を行わせる根拠規定

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により指定管理者に管理を行わせる根拠規定を整備する。

##### ②業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲をそれぞれの施設の設置目的や態様に応じて設定する。なお、使用許可に関する事項を含める場合は、その旨を規定する。

##### ③指定の手續

###### ア 申請の方法

指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書および事業計画書その他必要な添付資料を知事または教育委員会あてに提出しなければならない旨を規定する。

###### イ 選定基準

上記アの申請に基づく選定の基準を規定する。

基準は以下の例を基本に、施設の設置の目的を達成するために必要な事項を定める。

- ・ 県民の平等な利用を確保するための事項。
- ・ 施設の効用を最大限に発揮させ、県民サービスの向上を図るための事項
- ・ 施設の管理にかかる経費の縮減を図るための事項。
- ・ 管理を安定して行う能力に関する事項。

#### ④管理の基準

県民が利用する際の基本的な条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件など）のほか、当該施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項について規定する。

#### ⑤利用料金制度の採用

利用料金制度を採用する場合は、その旨および当該利用料金の定め方等について規定する。

### (2) 個人情報保護について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、指定管理者と締結する協定の中でも、個人情報保護に関して、とるべき措置について定める。

### (3) 各部局において検討すべき事項

各部局において検討すべき事項は以下のものとする。

- ①上記(1)のうち選定基準、業務の範囲、管理の基準、利用料金制の具体的内容。
- ②①のほか施設の設置目的や態様に応じ、特に条例に規定する必要がある事項。

### (4) 規則で定める事項について

個別の設管条例で委任した事項については、規則で定める。共通事項は次のとおりとする。

- ・ 申請方法  
申請書の様式、事業計画書の添付書類。
- ・ 事業報告  
法第244条の2第7項に基づく事業報告書の提出期日、記載事項等。

## 2 公募前の手続

「滋賀県庁資産活用のひろば」等を活用し、民間事業者との対話を通じて、管理業務以外を含めた施設のさらなる活性化を検討すること。

また、利用者ニーズや採算性等を調査するため、参入希望の事業者による暫定的な施設利用（トライアル・サウンディング）を認めることも可能である。なお、トライアル・サウンディングの実施に当たっては、「トライアル・サウンディング実施要領例」を参考に、施設毎に実施要領を策定すること。

## 3 指定の手続

## (1) 指定管理者選定委員会の設置

- ・指定管理者の募集に際しては、選定の透明性・公平性を確保するため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年7月5日滋賀県条例第53号。）の規定により、指定管理者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- ・より専門的な観点から適切な審査を行うため、特性の異なる施設ごとの部会を設置することが適当な場合は、選定委員会規則の規定により部会を設置する。
- ・選定委員会の委員の人選に当たっては、各施設の特色を踏まえた人選を行うため、総務部財政課財産活用推進室と調整すること。

## (2) 募集

①能力ある事業者の幅広い参入の機会を確保するため、指定管理者の募集は原則として公募とする。

ただし、以下に該当する場合は公募を行わず、特定の者に申請を行わせることができる。

- ・近い将来、施設の廃止や、移管が見込まれる場合
- ・施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合
- ・公募を実施したが、申請が無かった場合、または申請者の中に、指定管理者の候補者として選定することが適当と認められる者が無かった場合
- ・特定の者以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかなる場合

②指定管理者の候補者の公募は下記の要領で行う。

- ・幅広く申請者を確保するため、公募にあたっては、告示、県のホームページや広報誌への掲載等幅広い広報手段を活用するほか、関連業界団体や経済団体への案内、事業者への個別の声掛け、説明会の充実等により、積極的に周知を図る。
- ・募集期間は2か月程度を原則とする。ただし、大規模施設など相当の準備期間が必要な場合等は、適切な期間を設定する。なお、募集前の段階から十分な情報提供を行う。
- ・募集要項例は、別に定めるが、具体的内容については、それぞれの施設の状況に応じて各部局で検討する。

③施設の効果的・効率的な管理のために必要な場合は、類似の施設や近隣の施設など複数の施設について包括的に指定管理者に管理させることとし、一括して募集を行うことも可能とする。ただし、制度の趣旨に鑑み、新たな事業者の参入の機会を不当に阻害することのないよう留意する。

④一の公の施設が複数の機能を併せ持ち、業務の効率化や施設の活性化につながり、施設の管理責任が明確に区分できる場合は、二以上の指定管理者の指定は可能であり、機能毎に分けて募集することで業務の効率化や施設の活性化が図れないか、十分検討すること。

## (3) 審査基準等

- ・指定管理者の募集に際しては、設管条例で定める選定の基準等を踏まえて審査基準、配点および候補者の決定方法（以下「審査基準等」という。）を定め、募集要

項と共に示す。

- ・審査基準等は、原則として選定委員会の意見を聴いて定めなければならない。ただし、次のア、イのいずれにも該当する場合は、各部署の判断で、選定委員会の意見を聴取しないことができる。
  - ア これまでに指定管理者の選定を2回以上行っている施設である
  - イ 前回選定時の募集要項および審査基準等から大幅な変更がない
- ・審査基準等は、施設の特性に応じたきめ細かな検討を行い、施設の効用の最大化、経費の縮減および滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資するよう定めることとし、施設の効用の最大化および経費の縮減（※）に係る審査基準についての配点はそれぞれ全ての配点の合計の4分の1以上とする。また、施設の効用の最大化の評価に当たっては、事業者から魅力的な提案を積極的に引き出すため、施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案を評価対象とし、評価項目として設定すること。
 

※経費の縮減については、当該項目の配点のうち、価格に応じた配点が50%以上となるよう、審査基準を作成すること。
- ・審査基準および配点に基づく、指定管理者の候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うことを原則とする。
  - ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
  - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
  - ウ 重視する選定基準に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

※ウの「重視する選定基準」は、指定管理者制度の目的を踏まえ、施設の効用の最大化と経費の縮減に係る選定基準とすることを原則とする。

#### (4) 資格審査

- ・申請者について、募集要項に定める申請資格を満たしていることを確認する。
- ・暴力団等に係る欠格要件の審査は、「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針（平成23年10月31日施行）」に基づき行う。
- ・入札参加停止措置に係る欠格要件の審査に当たっては、申請者について、滋賀県建設工事等入札参加者名簿、滋賀県物品関係入札参加者名簿およびその他の入札参加者名簿への登載の有無ならびに入札参加停止措置の該当の有無を各所管課に確認する。また、これらの名簿への登載がある者を指定管理者の候補者ならびに指定管理者に決定したときは、その後の入札参加停止措置の状況把握を適切に行う。

#### (5) 選定

##### ①選定の方法・手続

- ・指定管理者の候補者は、申請者の中から、設管条例で定める選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的・客観的に判断して選定する。
- ・選定委員会は、その重要性に鑑み、原則全ての委員が出席できるような運営に努めるものとする。
- ・選定委員会では、審査基準等に基づき、管理運営コスト、サービス提供のノウハウや物的・人的能力の状況などについて、事業計画書等をもとに総合的・客観的に検討・判断し、指定管理者の候補者を選定する。
- ・各委員の採点について、要求水準を満たす場合は、普通（例：10点満点中6点）とする。また、10点満点の場合の評価点は、それぞれ以下のとおりとする。

- 10点：大変優れている
- 8点：優れている
- 6点：普通
- 4点：やや劣る
- 2点：劣る

- ・あらかじめ総合得点の最低基準点（例えば満点の60%）や特定の評価項目に最低評価点を設けて、基準に満たない申請は失格とすることができる。
- ・提示のあった管理料の額が極端に低廉である等、応募者からの申請内容では適正な履行が確保できないと認められる場合は、経費節減の項目（必要な経費を見積もっているか）や事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているか（収支計画の実現可能性はあるか）という観点から評価を行い、最低評価点を下回った場合には、その申請を失格とすることができる。
- ・申請者が1者であった場合も、選定委員会において、当該申請者が適切な管理を行うことができるかどうか審査する。
- ・選定理由、審査の経過および審査における主な意見の概要を、県のホームページなどを利用して公表するものとする。
- ・選定委員会において、施設利用者から寄せられた意見や利用者満足度調査の概要を資料として示すなど、審査に際し利用者の意見を参照できるしくみを設ける。
- ・選定委員会は、新たな施設や大幅な見直しがあった施設等の選定にあたっては、各委員が施設の実情を把握したうえで選定が行われるよう、必要に応じて委員による現地確認を行う。

## ②申請者の利害関係人等の取扱い

- ・申請者の役員等（法人（法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）である場合にあっては、役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては、営業所等の代表者をいう。以下同じ。）および職員ならびに利害関係人は、選定委員会の委員となることができない。なお、申請者の利害関係人は、以下のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 申請者の役員等の父母、祖父母、配偶者、子、孫または兄弟姉妹
  - イ 申請者との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められる者
  - ウ 申請者との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められる者の父母、祖父母、配偶者、子、孫または兄弟姉妹
  - エ 申請者との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められる者の役員等
  - オ 申請者との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められる者の役員等の父母、祖父母、配偶者、子、孫または兄弟姉妹
- ・申請者の役員等および職員ならびに利害関係人（以下「申請者の利害関係人等」という。）に該当する者を選定委員会の委員から除くため、以下のとおり取り扱う。県は、この取扱いについて、委員に対し、その就任依頼時に説明する。
  - ア 県は、申請者の募集期間終了後速やかに、委員に対して申請者名を通知し、申請者の利害関係人等への該当の有無を確認する。
  - イ アの確認により、委員が申請者の利害関係人等に該当する場合は、県は当該委員を解嘱し、必要に応じて、当該委員に代わる委員を委嘱する。
    - 一方、委員が申請者の利害関係人等に該当しない場合は、当該委員は、その

旨の宣誓書を県へ提出する。

ただし、委員は、申請者の利害関係人等に該当しない場合でも、公正な選定につき懸念する事情がある場合は、その事情を県へ報告する。この場合において、県は、公正な選定を妨げると認める場合は、当該委員を解嘱し、必要に応じて、当該委員に代わる委員を委嘱する。

#### (6) 指定期間

指定期間は、原則として5年とする。

ただし、次に掲げる場合には、5年以外の指定も可能とする。

- ・PFI事業である場合
- ・Park-PFI事業である場合
- ・施設の目的や実情を踏まえ、効果的かつ効率的な管理を行う観点や、指定管理者による投資の回収に必要となる期間を確保する観点から、合理的な理由があると認められる場合

#### 4 指定の議決

指定管理者の指定は、次の事項について議会の議決を経て行う。

- ・指定管理者に管理を行わせようとする施設の所在地および名称
- ・指定管理者となる団体の所在地ならびに名称および代表者の氏名
- ・指定の期間

#### 5 協定の締結

指定管理者を指定した場合、県と当該指定管理者となる者の間で、管理業務の実施にあたり必要な事項について協定を締結する。協定書例は別に定めるが、具体的内容については、それぞれの施設の状況に応じて各部局で検討する。ただし、次の事項については必ず協定の中で定めるものとする。

- ・業務または経理の状況に関する指示、指定の取消・業務の停止の手続
- ・個人情報の保護に関する事項
- ・原状回復義務
- ・損害賠償義務

#### 6 県民への周知

新たに指定管理者制度を導入した施設においては、移行が円滑に進むよう、利用者に対し十分周知を図ることとする。

#### 7 適正な管理運営の確保

県および指定管理者は、適正な管理運営を確保するため、別に定める指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、施設の管理運営の状況のモニタリングを実施するものとする。

#### 8 管理運営にあたり指定管理者に対して行う県の承認手続

県は、管理運営にあたり、設管条例や協定に基づき指定管理者に対して行う承認手続について、指定管理者に提出を求める資料を必要最小限とするとともに、事前の協議も含めて、迅速な処理に努める。

なお、開館時間の延長、閉館日における開館および事業計画の変更については、実

施を認める要件を包括的に承認のうえ、要件に該当する場合は、指定管理者からの事後報告で対応することができる。

また、自主事業については、自主事業承認基準に適合するものについて、承認をすることができる。